

北九州市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産物等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特借法」という。）第9条に基づき、北九州市・水巻町広域鳥獣被害防止計画（以下、「被害防止計画」という。）の被害防止施策を適切に実施するため、北九州市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 実施隊は、次の者を隊員として構成する。

- (1) 北九州市職員のうちから市長が指名する者
- (2) 被害防止計画に基づく防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから、市長が任命する者

(任期)

第3条 隊員の任期は、1年間とする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、年度中途において指名又は任命される隊員の任期は、指名又は任命される日の属する年度の末日までとする。
- 3 隊員は、再任を妨げない。
- 4 全条第1号により指名された隊員が当該事業を所管する部署を離れた場合は、その任を解くものとする。

(活動内容)

第4条 実施隊は、市長の指示により次の活動を行う。

- (1) 鳥獣被害防止のための防護柵等の設置及びこれに対する助言に関すること。
- (2) その他鳥獣被害防止対策に関すること。

(事務局)

第5条 実施隊の事務局は、北九州市産業経済局農林水産部鳥獣被害対策課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。